

京都市消防局訓令乙第10号
各部
防災危機管理室
消防学校
各消防署

京都市消防団の運営指導に関する規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市消防局長 三浦孝一

別表第1の1中 「

ストーブ
その他

」を
「

ストーブ

」に改め、同表2中
「

小型動力ポンプ付積載車

」を「

小型動力ポンプ付積載車
小型動力ポンプ搬送車

」に、
「

担架

」を「

救命浮環
フローティングロープ
担架
自動体外式除細動器

」に、
「

器材管理パネル
その他

」を「

器材管理パネル

」に

改める。

別表第2左京の項中

「

静原分団管轄区域全域

」を
「

静原分団管轄区域全域
市原野分団管轄区域全域

」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)